

# 砥部町立砥部中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月1日 策定  
令和2年4月1日 一部改訂  
令和5年4月1日 一部改訂  
令和6年4月1日 一部改訂  
令和7年4月1日 一部改訂

## 1 いじめに対する本校の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

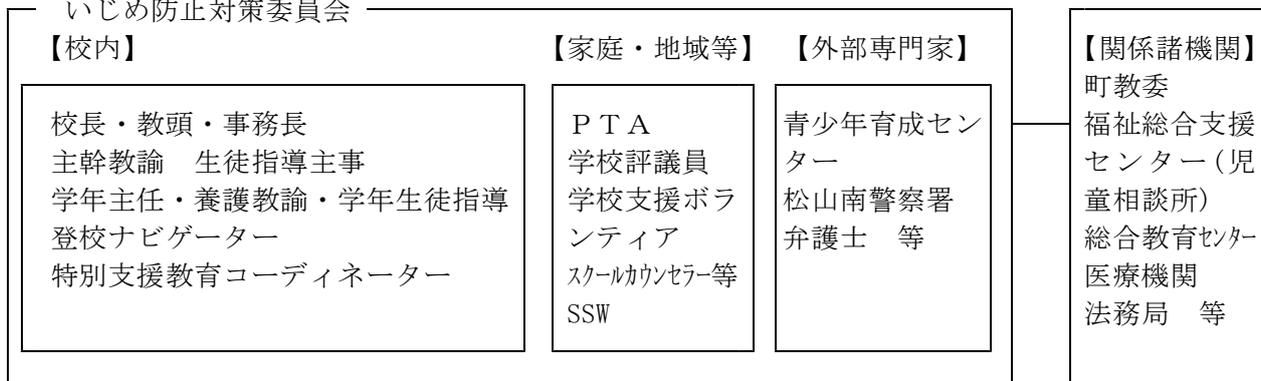
### (2) いじめに対する基本的な取組

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害するとともに、その心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れや不登校の要因となるものである。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを絶対にせず、かつ他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観者として放置することがないように、いじめ防止等のための対策を行う。いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものという基本認識のもと、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、全教職員でいじめに関する情報を共有し、すべての生徒を対象に未然防止・早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめ防止のために家庭、地域及び関係機関等と連携した取組を進める。

## 2 いじめ防止等の対策組織

いじめ防止対策委員会



月に一度、生徒指導部会（校内いじめ防止対策委員会）を開催し、協議内容を職員会議で報告し、全教職員で現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。さらに重大な事案については、関係機関を含めたいじめ防止対策委員会を開催し、対処する。

## 3 いじめの未然防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

- 生徒一人一人を大切にしたい集団づくりに努め、いじめを絶対に許さない意識と態度を育てる。
- 分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 安全・安心な風土を醸成する。

### (2) 道徳、人権・同和教育の充実

- 道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、道徳的実践力を培う。
- 人権・同和教育の授業を通して、互いを認め思いやり、尊重し、生命を大切にする意識を高める。

- 人権集会や生徒会活動において、いじめに関する問題を取り上げ、生徒が自主的に取り組む活動を計画する。
- (3) 相談体制の整備
- 毎月教育相談週間を設け、学級担任を中心に教育相談を行う。
  - スクールカウンセラー等と関わることができる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- (4) 校内研修の充実
- 「いじめに対策に係る事例集」(文科省初等中等教育局児童生徒課 平成30年9月)や「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」(18文科初第711号別添)を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて教職員の共通理解を図るとともに、いじめ問題への対応力や指導力の向上を図る。
  - Q-U検査結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級経営の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など)を考え、職員研修で共通理解を図る。
- (5) 情報モラル教育の充実
- インターネットに関する使用状況や携帯電話の所持等の調査を行い、現状把握に努めるとともに、情報モラル教室を開催するなどして、生徒に情報モラルを身に付けさせる。
  - タブレットを適切に使用させ、個人同士で不適切なやり取り等を行わせないように留意する。

#### 4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 毎月の「学校生活を明るくする調査」や、学期に1回のアンケート「今学期を振り返って」、Q-U検査結果を生かし、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- (2) 毎月の教育相談を充実させ、生徒の学校生活の実態把握や生徒理解に努める。
- (3) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、松山南警察署などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (4) 生徒の側にいる時間を多くし、いじめの未然防止、早期発見に努める。

#### 5 いじめの早期解決に向けての取組

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導部会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、加害者を別室等において学習を行うなどの措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署、福祉総合支援センター(旧児相)等と連携して対処する。

#### 6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
  - いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
  - いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
  - 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。
- (2) 重大事態への対処
  - 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
  - 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する対策委員会を設置する。
  - 対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
  - 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その後、必要な措置をとる。

## 7 家庭や地域との連携

P T Aや地域の関係代表者が参加する会を開催することによって、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

## 8 学校評価における留意事項

学校評価アンケートにいじめへの対応や未然防止の取組についての質問項目を設定するとともに、自由記述欄の記載内容にも注視する。